

ウ) 第6期以降(全体計画区域)は、面整備費用40,000千円/haとし、補助単
独事業費割合は、第4期事業費ベース(補助対象事業費割合71.1%、単
独事業費割合28.9%)とする。

結論 第4期事業認可区域における下水道事業受益者負担金は、第3期事業と同
額の508円/㎡とすることと決定した。

主な意見・補足等

- ・同じ流域関連公共下水道事業区域の中で整備時期の違いによって単位負担金額に差が生じることは理解されがたく、著しい差が生じない限りは均衡を考慮すべきである。
- ・受益者負担金は、国の補助金を受けられない管渠整備費用の3分の1を負担していただくものである。
- ・従来の考え方を踏襲している点、第3期と第4期で負担金に差が生じないことも良いと考える。
- ・今後合併調整を行うこととなるが、その際に重要となるのが生活排水対策推進計画における下水道整備全体区域の見直しである。
- ・整備の時期により、負担金額に違いが出てくるのは望ましいことではない。
- ・第5期においては、改めて算定をするのか？
→受益者負担金の料金が統一されているとしても、算定は事業計画を決定しないとできないことから、必要となる。

資料 付議事項書

2 「子ども・子育て支援新制度」に関する各事業基準の制定について

＜健康福祉部＞

概要

平成 27 年 4 月 1 日に本格施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に向けて、施設や事業の設備及び運営に関する基準等について、条例等により定める必要がある。これらの基準を条例で定める際には、国が定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に沿うことが義務付けられている。

伊勢市の基準案の策定に当たり、審議を行った。主な内容は以下のとおりである。

(1) 伊勢市が条例で定める基準

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

保育所や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者が新制度において給付を受ける施設・事業所の運営基準を定めるもの。

②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育についての認可基準を定めるもの

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

放課後児童クラブの設備や運営基準を定めるもの

(2) 基準案の基本的な考え方

基準案の策定に当たっては、伊勢市の事業運営が国の基準に合わせて行われており、現状において運営上の課題が認められていない事業、並びに新規事業については、国が定める基準どおりとする。

(3) 伊勢市の基準案

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

従うべき基準：ア) 小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持に関連するもの

イ) 小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

参酌すべき基準：上記ア)、イ) 以外

→国基準を変更する箇所はなし

②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

従うべき基準：ア) 職員の資格、員数

イ) 乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

参酌すべき基準：上記ア)、イ) 以外

→国基準を変更する箇所はなし

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

従うべき基準：従事者、員数

参酌すべき基準：上記以外

→国基準を変更する箇所あり

・項目：員数

・国基準：「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して職員を2人以上配置することとし、うち1名は有資格者とする。

※20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格者1名と、併設施設の兼務職員1名でも可とする。

・本市基準案：国基準のとおりとする。なお児童数に応じた指導員配置は別途定めることとする。

結論 提案どおりの内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

・サービス水準を上げるために、参酌基準の内容を超えた基準を設けることは可能だと考えるが、今までの基準どおりで課題がないという考えで良いか。

→そのとおりである。

・当基準条例に過料についての項目を盛り込むこととされているが、その考え方はどのようなものか。

→不正を防ぐという意図であり、法律に規定されているとおりの内容である。

資料 付議事項書

3 五十鈴公園について<都市整備部>

概要

三重県は、平成 30 年の全国高等学校総合体育大会、平成 33 年の国民体育大会を見据え、三重県営総合競技場陸上競技場が第 1 種公認陸上競技場の施設基準を満たすよう整備を計画している。メイン競技場や補助競技場などの大規模な工事が必要となることから、整備を進めるに当たっては、国の補助制度を活用することを検討している。県が国の補助制度を活用するためには、県が公園管理者となる必要があることから、当市が管理している五十鈴公園を県へ移管することについて、県と当市が協議を進めている。

本整備においては、内宮周辺駐車場の臨時駐車場（グリーントピア）についても整備箇所となり、内宮周辺の渋滞対策に大きな影響を及ぼすなど、移管に際しては、諸点の課題があることから、これらについて審議を行った。主な内容については、以下のとおりである。

(1) 公園の概要

- ・公園名 : 五十鈴公園
- ・種別 : 運動公園
- ・都市計画決定面積 : 25.74ha (供用面積 18.54ha)
- ・主な施設 : 県営陸上競技場 (メイン競技場、補助競技場)、
県営体育館、野球広場、球技広場、多目的広場など

(2) 主な課題

①渋滞対策

②野球場と球技広場について関係者との調整

(野球、グランドゴルフ、サッカー、ソフトボールなど)

③公園内の市有地について

【参考】所有者

- ・財務省 約 122 千㎡
- ・伊勢市 約 57 千㎡
- ・赤道 約 6 千㎡

④整備完成後の公園内道路の管理についての協議

⑤関係機関との協議

結論 基本的な方針としては移管することとし、諸課題については調整を行うことと決定した。

主な意見・補足等

- ・いつまでに結論を出す必要があるのか。
→概算要望時点において、県と市において協議が済んでいる必要があると伺っている。
- ・工事中は仕方がないとしても、渋滞対策は大きな課題である。
- ・駐車場台数については、現状確保することが必要である。
→県は、現状より増加させることを予定している。
- ・臨時駐車場の整備については、これまでに大きな費用をかけてきており、収入確保については大きな課題である。

資料 付議事項書